

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 職員安全衛生管理規程の一部改正</p>	<p>教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 課の名称変更 教育委員会事務局の組織改正に伴い、健康・安全教育課を体育健康課に、企画管理室長を総務課長に改める。 (第8条及び第13条関係)</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第八条第一項及び第二項中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改める。

第十三条第一項第三号中「企画管理室長」を「総務課長」に改める。

改 正 案	現 行
<p>(安全衛生推進者等)</p> <p>第八条 <u>体育健康課</u>に安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 事務局の課(体育健康課を除く。)及び室並びに教育機関に衛生推進者を置く。</p> <p>3～6 略</p> <p>(組織)</p> <p>第十三条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 <u>総務課長</u></p> <p>四～六 略</p> <p>2 及び3 略</p>	<p>(安全衛生推進者等)</p> <p>第八条 <u>健康・安全教育課</u>に安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 事務局の課(健康・安全教育課を除く。)及び室並びに教育機関に衛生推進者を置く。</p> <p>3～6 略</p> <p>(組織)</p> <p>第十三条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 <u>企画管理室長</u></p> <p>四～六 略</p> <p>2 及び3 略</p>